

婚姻費用分担の請求に関する Q&A

婚姻費用分担は、裁判所の手続で取決めをしなければならないのでしょうか。

当事者が話し合い、婚姻費用についての取決めをして、それに従った支払がされるのであれば、裁判所の手続を利用しなくても問題はありません。

他方で、当事者同士では話し合いがまとまらない場合や、不払の際に家庭裁判所からの支払の勧告（履行勧告）や地方裁判所の強制執行の手続もできるようにしておきたい場合には、調停などの家庭裁判所の手続の利用をご検討ください。

また、婚姻費用のうち、子の監護に要する標準的な費用その他の事情を勘案して法務省令の定めにより算定した額（月額8万円×子の人数）については、先取特権と呼ばれる優先権が付与されるため（民法第308条の2）、裁判所の手続や公正証書等の取決めがなくても、当事者同士の合意書面による取決めがある場合は、担保権実行（差押え）の手続をとることができます。

→詳しくは、**【債権執行（養育費等に基づく差押え）】**をご覧ください。